

入札説明書

令和6年度長期滞在型外国人起業家等誘致プログラム事業実施業務に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和6年9月4日（水）

2 契約担当者

京都府知事 西脇 隆俊

3 担当部局

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府商工労働観光部産業振興課（京都府庁第2号館3階）

電話番号 (075)414-5106

FAX番号 (075)414-4842

電子メール sangyoshinko@pref.kyoto.lg.jp

4 入札に関する事項

(1) 業務の名称及び数量

令和6年度長期滞在型外国人起業家等誘致プログラム事業実施業務一式

(2) 業務の仕様等

別添「令和6年度長期滞在型外国人起業家等誘致プログラム事業実施業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

(4) 成果品の納入場所

京都府商工労働観光部産業振興課

5 入札説明会

実施しない。質問がある場合は、入札公告に記載のとおり質問書（別記第9号様式）を令和6年9月10日（火）正午までに電子メール又はFAXにて提出すること。

質問書の回答は、申請書を提出した者に対し、電子メール又はFAXにより行う。なお、回答内容は仕様書の一部として入札条件になる。

入札、契約手続き等の事務的な事項に関する質問については、口頭で個別に答える。

6 入札に参加できる者

入札に参加することができる者は、令和6年度長期滞在型外国人起業家等誘致プログラム事業実施業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載された者に限る。

7 入札手続等

(1) 開札の日

令和6年9月19日（木）

(2) 入札の方法

ア 入札書（別記第10号様式）は、以下提出期限までに持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状（別記第5号様式）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印

- (外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。) をしておかなくてはならない。
- ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に住所、氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「9月19日開札 令和6年度長期滞在型外国人起業家等誘致プログラム事業実施業務入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。
- エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。
- オ 入札回数は、2回までとする。
- カ 参加資格を有する者で、入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届（別記第11号様式）を郵送又は持参により事前に提出すること。
- (ア) 提出期限 令和6年9月18日（水） 午後5時（必着）
- (イ) 提出先 3に同じ
- (ウ) その他 郵送により提出する場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。
- (3) 持参又は郵送による入札方法
- ア 提出期限 令和6年9月18日（水） 午後5時（必着）
- イ 提出先 3に同じ
- ウ その他
- (ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。
- (イ) 郵送時の封筒は、二重封筒とし、入札用封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、表封筒に「9月19日開札 令和6年度長期滞在型外国人起業家等誘致プログラム事業実施業務入札書在中」と朱書きするとともに一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを同封し、京都府商工労働観光部産業振興課あての親展とする。
- (ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状（別記第5号様式）を同封する。
- (4) 入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- なお、入札書の入札金額については、訂正できない。
- (5) 入札者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 入札者等が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (7) 入札者等は、入札説明書並びに仕様書、委託契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係りのある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (8) 入札書に記載する金額
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (9) 開札
- 開札は、(1)に掲げる日において、入札執行事務に係りのない職員（以下「立合職員」という。）を立ち合わせて行う。
- (10) 再度入札
- 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、入札書の郵送期間を考慮して、再度入札の期日を設定し、再度入札の通知を行うものとする。ただし、入札参加者が2名未満となったときは、再度入札を行わず、その他の方法によることとする。
- (11) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 申請書を提出しなかった者又は申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 委任状を持参しない代理人による入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
- カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札
- ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(12) 落札者の決定方法

- ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、落札者を決定するものとする。
- イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。
- ウ 落札の決定通知は令和6年9月19日以降に行う。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 入札保証金

規則第147条第1項の規定により、入札金額の100分の5以上の額を入札保証金として納付しなければならない。ただし、入札に参加しようとする者が規則第147条第2項各号いずれかに該当する場合は、免除する。

10 契約保証金

落札者は、規則第159条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、規則第159条第2項各号いずれかに該当する場合は、免除する。

11 契約書作成の要否

要する。（別紙委託契約書案により作成する。）

12 その他

- (1) 1から11までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- (3) 入札者は関係職員から請求があった場合は積算根拠を示す資料を提示すること。